

行政文書不開示決定通知書

The Informed-Public Project
代表 河村雅美 殿

沖繩防衛局長



平成28年8月31日付けで請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

- 1 不開示決定した行政文書の名称
「2013年1月1日以降、沖縄防衛局と環境省那覇自然環境事務所間で交わした琉球・奄美の世界自然遺産登録に関する文書（電子メール等電磁的記録も含む）」に係る文書
- 2 不開示とした理由
本件開示請求に該当する行政文書の保有を確認することができなかつたことから、文書不存在につき不開示としました。

※ この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があつたことを知つた日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は、法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。

ただし、決定があつたことを知つた日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

* 開示請求受付日 28.9.1
補正期間 なし
開示決定日 28.9.28

請求受付番号：2016.9.1-沖沖B306